

総務常任委員会会議記録（概要）

平成22年9月16日（木）

開 会 （午前10時32分）

**【議 事】**

請願第6号 自治基本条例検討についての「体制整備」を願う件

（総合政策部）

島村委員長

これより、請願第6号の審査を始めますが、参考人の本間様より意見の陳述にあたり、資料を利用して説明したいとの申し出がありました。配布してよろしいか。（委員了承）

**【参考人意見】**

本間参考人

今回の請願にあたり、参考人として説明の機会を与えていただきありがとうございます。

まず初めに、本日の説明の内容について申し上げます。メインに申し上げたいことは3点あります。

第一に、請願の立ち位置と説明の範囲、第二になぜ請願を出したのかの理由、第三にこの請願でいう体制整備についての3つになります。

また、審査いただくための参考として、この条例がどのようなプロセスで作られたのか、そして第5次総合計画とこの条例の関係についても説明したいと思います。

請願の立ち位置ですが、「自治基本条例検討委員会」とは違う次元の請願で、市政に関心を持つ市民からの請願と受け取っていただきたいと思っています。実際に、61名の請願者のうち検討委員のメンバーは10人程度です。

参考人としての説明は、議会基本条例第3章第6条の「市民参加及び市民との連携」によるものと私は理解しています。さらに第2項には「市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする」とあります。したがって、自治基本条例そのものについての見解や説明は、別途時間を設けていただき、「自治基本条例検討委員会」に直接ヒアリングする機会を考えていただきたいと思います。検討委員会のメンバーは議員の皆様とでき上がった素案、原案について直接の意見交換を強く望んでいます。行政サイドでは、既に全員協議会を2回開催し意見交換を行っていることに加え、なによりもスケジュールが厳しい状況のなかで、事務局と委員会と押し引きがあり、結局時間切れとなり現在に至っています。

9月6日の本会議での議案質疑を聞かせていただきました。17名の議員から質疑があったが、各議員の受け止め方にバラツキがあったように思います。これに対する総合政策部長の答弁の中にも、若干の事実誤認、正確性を欠く部分がありました。また、ことばの定義についての質疑が多数ありました。これについても、それぞれ検討委員会の中で委員が分担して作業しているので、そういう委員の声を直接聞いていただきたいと思って

おりますので、総務常任委員会では、検討委員会のメンバーを参考人として招致し、条例そのものの質疑や意見交換の場を持っていただきたいというのが請願の第一のお願いです。その人たちが条例に対して一番理解していますし、彫心鏤骨という言葉がありますが一字一字書き起こした思いをぜひ委員の皆様方に受けとめていただきたいと思います。

2番目に、なぜ請願という手段を取ったかということです。自治基本条例は、市政全般にわたる基本のルールを定めるもので、他の事案とは性質を異にするものだとの認識があります。もう一つは、まだ議案になっていない第5次総合計画について、6月議会終了時に特別委員会が立ち上げられ、既に検討に入っているのに、「自治基本条例」は、かくも重要な議案であるにもかかわらず9月議会直前にして、なお特段の体制がとられていないという状況がありました。この二つの状況になんとも理解に苦しみ、素朴な疑問として残ります。加えて、敢えて言うならば、このようなイレギュラーなことに関して、何ゆえ議会は説明責任を果たそうとしないのか、市民として誠に理解に苦しむところでした。このような経過があった中、9月議会直前に総務常任委員会に付託されたところをその段階で承知しました。聞くところによると、8月26日の代表者会議では、「総務常任委員会を軽く見るのか」との発言があったとも漏れ聞いていますが、そのような次元で請願を出したと思われるのは心外であり、決してそのようなことはありません。第5次総合計画も確かに重要事項ではありますが、いわば8年間といういわば期間限定的な計画であります。対して自治基本

条例は、コンティニューアスな性格の事案でありまして、市政の全領域に関わるまさに基本の計画であります。要は、しっかり段取りを組んで議会として自治基本条例を包括的に検討いただく体制を考えていただきたいというのがこの請願提出の趣旨です。

3番目にここでいう体制整備についてですが、いかなる体制を設けるかは、議会が決めるということは十分承知をしています。改めて議会基本条例を見ますと、第13条に「議会は、共通認識を醸成するため、積極的に政策討論会を行う」とあります。また、その趣旨及び解釈を見ますと「二元代表性の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、市長等から提出される議案にかぎらず、特定のテーマについて各議員が活発に意見等の交換を行う」とあります。9月6日の議案質疑を聞いておきますと、まさに現在の状況に政策討論会がジャストフィットするものと思います。総務常任委員会の発議により所沢市議会初めての政策討論会を開催できれば、議員同士の議論はもとより、その前提としての議論の材料の確認のためにも市民委員の意見聴取が可能ですし、一石二鳥にも三鳥にもなる画期的なことだと思います。請願で願っていることはただ一つ、議員一人ひとりが自分のものと受け止め真摯にこれに対峙していただきたいという一点に尽きます。是非検討を願います。

これに関連して一言申し上げますと、前回の委員会において、この請願が受理されたことを理由として、本会議で議決されるまでは、自治基本条例の審査は委員会として見合わせるといった発言があったと記憶してい

ます。この請願は、自治基本条例の正当性に疑義を差し挟むという申し出であればその措置も分からなくはないが、当請願の趣旨は自治基本条例を議会としてしっかり受け止め、議員が自分の問題として真剣に討議していただきたい、そのための体制整備を願いたいということなので、このような発言は市民としては誠にうなずけないものです。

次に、この条例がどういう環境、プロセスで出てきたかを、資料に沿って説明をいたします。去年の1月に検討委員会が招集されましてから今年の4月に至るまでの1年7ヶ月の時系列的な作業の流れです。去年の7月以降を見てみますと、行政側の設定した検討委員会は月1回でしたが、実際には月2～7回の検討会議をしなければなりませんでした。このことは、行政サイドと市民委員の受け止め方にかなり食い違いがあった結果ということです。平成19年2月に議会がまとめた自治基本条例についての骨子と提言があります。まずは、市民が中心になってP Iを徹底的にやることによって、民意の集約を図ると提言の第1章に出ています。それを徹底してやろうという市民サイドの思いに対して、行政サイドのウェイトが軽かったことによる食い違いで、このような流れの変化と考え方の違いになったのだと思います。この条例をいかに34万市民に知ってもらえるか、そのための体制作りという点でも行政サイドは読み方が甘かったと感じています。私は、市民から昨年秋と今年の春のP Iで、厳しいご指摘を受けました。これだけ重要な問題が行われていることを34万市民のほとんどが知らないし、資料を全戸配布にしても良いくらいで、ぜひこのこと

を市に伝えて欲しいというものでした。この点では、他のまちでは徹底したフォローがなされており、いささか所沢市は見劣りがしたと感じているところです。そこに市民の関心が湧かない大きな原因があると思っております。

議案質疑では、総合政策部長は大変良くフォローして答弁していたが、そのような中でも少し違うところもありましたので、ぜひ条例検討委員会の委員の思いをこの総務常任委員会に呼んで直接話を聴いて欲しいと思います。また、質問の中で、「別途条例で定める」というところにかかなりの質問が集中していました。これについても時間があればしっかり取り組んで理念条例と実施条例の仕分けも明快にできたと思うが、時間的制約の中で積み残しになってしまったものです。なお、請願の中で、行政サイドと市民委員との間でどうしても合意に至らなかった5つの点を挙げましたが、条例そのものの話になるため今回は触れないこととしますので、ぜひ、条例検討委員からのヒアリングでお聞きいただきたいと思っております。

最後に、第5次総合計画との関係ですが、特別委員会の委員が多治見市を視察したと聞いています。多治見市の優れているところは、総合計画と予算編成からその執行、そして行政評価までの一貫した基礎自治体としてのトータルマネジメントシステムを自らクリエイトし、使いこなしているところにその特徴があると思っております。実は、自治基本条例の第23条、第24条に二つの報告会が出てきます。これは、まさに多治見市における行政経営のマネジメントソフトをイメージし、それを前提に設定していま

す。所沢市がいよいよ少子高齢化に直面するということは自明です。歳入が減り歳出が増える時に、現在までのような計画と予算が十分リンクしないまま行政執行がなされるようであれば、所沢市の将来は極めて暗いと言わざるを得ません。多治見市で作り上げたようなシステムを所沢市でもできるだけ早く作り上げて、第5次総合計画を迎えなければ、今後絶対に必要となる選択と集中ということに対する十分な判断ができないと思います。したがって、この部分は第5次総合計画の行財政運営というところでしっかり受けしてもらわなければ困ります。また、素案の119ページに844のコラムナンバーで「市民参加と仕組み作りを進めます」とあります。主な取り組みとして、計画段階からの市民参加の充実と自治基本条例の実行に向けた推進体制の充実と書かれています。これは、実は自治基本条例で積み残した3つの「別途定める条例」の整備を意味するもので、実際に第5次総合計画の委員から伺っています。いまや、自治基本条例と第5次総合計画とを併せて吟味できるのは議会しかありません。ぜひ、政策討論会を開催して、所沢の将来を確かなものにしていただきたいと思います。

最後にまとめますと、体制整備という視点から、総務常任委員会として条例検討委員会の委員を参考人として招致し、条例そのもののヒアリングと意見交換の場を配慮していただきたいと思います。これを行うことにより、自治基本条例に対する総務常任委員会としての所見を取りまとめることができると思います。その上で総務常任委員会の発議により、この所見

を題材にした所沢市議会初の政策討論会を開催し、議員全員がさまざまな角度から検討をし、平成19年2月の議会としての提言にあるように、公聴会を開催しさらに多くの市民の意見を聴取することがあっても良いと思います。要は、基本条例をより良いものにブラッシュアップするという作業を本気で取り組んでいただきたいということです。議員一人ひとりが、自治基本条例を自分のものと受け止め市民委員がそうであったように真摯にこれに対峙していただきたいと思います。

**【質 疑】**

島村委員長

ありがとうございました。以上で、参考人の開陳が終了しましたので、次に質疑を許します。なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないこととなっていますのでご了承願います。

末吉委員

「体制整備を願う件の請願を受けて、総務常任委員会が議案第72号の審査に入らなかったのは不本意だ」という旨の意見がありましたが、当委員会では、「この条例検討に対して体制整備を願っておられる」という請願の趣旨を酌むのであれば、同時に審査することは「請願を最大限尊重する立場からすると反するのではないか」という判断をしました。しかし、参考人の意見では請願の審査はともかくとして、当委員会で議案第72号の審査に入って欲しかったということだったと思いますが、これでもよろしいでしょうか。



本間参考人

請願の審査と議案の審査は同時並行でも何も問題ではないと思います。議会のしきたりは存知ませんが、この請願はポジティブな請願ですので、請願をどう取り扱うかという事とは別に、付託された総務常任委員会で会期日程の中で、時間を無駄にする必要はないのではと思います。素朴な市民感情です。

末吉委員

先ほどのご意見の中に、所沢市第5次総合計画は特別委員会があるが、議案第72号は特別委員会を設置しなかったという、イレギュラーなことに対する説明がなかったとの意見がありましたが、参考人の意見としては、総務常任委員会における、条例検討の中で体制整備をしながら、慎重審議をしていくという趣旨でよろしいでしょうか。

本間参考人

おっしゃるとおりです。実はこの請願をまとめていた段階では、果たして、この請願が総務常任委員会なのか、それとも議会運営委員会なのか、どの委員会で審査されるのかわかりませんでした。最終的に確定しない段階で請願をまとめましたので、時間差はあります。しかし、今や総務常任委員会に付託されていますので、同時に審査をしていただいて、なんら問題ないものと思います。この条例が「けしからん」、「やめるべきだ」という判断のもとで請願の審査を先行させるというとなれば当然ですが、この場合は違いますので腑に落ちなかったということです。

荒川委員

今日、この審査の中では市民検討委員会のお立場で見解を伺うことはできませんが、私たち議会は、行政側とのやり取りは、本会議での議案質疑で行いました。前回のこの委員会の審査では、むしろ、市民検討委員会の皆様の声も聴きたいということで、議案の審査に入らずこのような場を設けたわけですので、ぜひご理解を頂きたいと思います。

ただいまの参考人さんの最後のまとめのところで、「体制」については、総務常任委員会の中で、参考人として市民検討委員会の皆さんを招致、また意見交換もしていただきたい、さらには委員会として実現できるかはわからないが、「政策討論会」を開催し、また「公聴会」も開催していただきたいというような趣旨のご説明であったと思います。

このことについては、まず、果たして総務常任委員会として審査できるのか、例えば、特別委員会で審査するなど、その辺はどうなのか。

吉村委員

委員会の判断で、例えば、議案第72号の審査に入って、委員会として参考人を招致したり、公聴会を開いたりというようなことは可能かと考える。しかし、この場で発議を行い、政策討論会を開催する、しない、できる、できないというようなことは、調べてみないと結論は出せないのではないか。

荒川委員

請願の「体制整備」という中身については、今私が質問したとおりだと

思う。それは当然、すぐに請願を採択するという前提で、委員長を含め、委員会で請願を採択するという決意でなければいけないと思ったので聞いてみた。

島村委員長

市民検討委員会の方を参考人として招致したり、意見交換会は行えると思うが、政策討論会となれば判断は難しいと思う。

荒川委員

議会運営委員会に戻ってしまうということなのか。先ほど、参考人の説明では、「体制整備」は政策討論会まで含まれていた。総務常任委員会でそこまで行えないということであれば、請願の採択はできないことになってしまう。

島村委員長

正副委員長としては、その辺も含み委員の皆さんに審査していただきたいと思います。

末吉委員

委員長が議長に対し政策討論会の開催を申し出るとは可能なのか。もし、そうだとしたら委員長は総務常任委員会として申し出できるかどうかということになる。

町田書記

政策討論会を開催した実績がありませんので、議会運営委員会等で運用基準等の取り決めが生じてくることになると思います。なお、政策討論会

設置要綱では、政策討論会の設置は会派代表者会議の協議で議長が設置することとしています。

荒川委員

いずれにしても、請願の「体制整備」はこうした審査まで含まれているということです。従って採択となれば、こうした審査をやらなければならないということだと思います。その確認をして次の質疑を続けますが、この請願の中では、もともと逐条解説を作成したかったとのことですが、議案資料の解説は誰が作成したものでしょうか。

本間参考人

行政サイドが作成したものです。細かく見ていくと、行政と市民検討委員会の中に幾つかの認識の違いがあると思います。また、先ほどの説明の中で、公聴会の開催について申し上げたところですが、先ほどお配りした資料にありますとおり、市民検討委員が市民の皆さんと直接お話しができたのは1,000人たらずですし、頂戴した意見も2,000人に届かないという状態です。本当はこの点を徹底的に行いたかったんです。策定作業にさきがけ、運営方法の議論の中で、「もし、行政と意見が対立した時はどうするのか」という、かなりシリアスは論議が委員同士で行われました。その後、いろいろ話し合う中で、「この条例の妥当性を担保する唯一のより所は、P I に賭けて、市民の声をどれだけ積み上げられるかであろう」との結論に達しましたが、残念ながら、この程度の数値に終わってしまいました。繰り返しますが、これは、もう少し体制の整備と、P I を行

うための体制の整備とそれに対するバックアップ体制等も加えて徹底的に行いたかったのですができませんでした。ですから、議会からの提言もあることから、この点を議会としてそこを埋めていただきたい。もっと積み上げ努力していく、さらにプラスされていくというプロセスがあってもいいのではないかと思います。

中村委員

今の質疑ですと条文や検討体制の内容に少し入ってしまうのかとも感じましたが、少し観点を変えて、まず、件名にある「体制整備」とは議会の体制整備なののでしょうか、それとも審議にあたっての、例えば、制定後の体制整備も含まれるのかどうかということです。

参加や住民投票、基本条例がきちっと今後の趣旨が行政、あるいは議会運営に反映されるかどうかを検討される推進委員会の3つについて、別に定めますという形で検討委員会では決まったわけですが、そういったものを作るための、もっと広い意味の体制整備までも含んでいるのかどうか、議会の体制整備なのか、それを拡大した体制整備なのかということで、件名の「体制整備」を確認させてください。

本間参考人

まずは議会としての体制整備を早急に図っていただきたいと思っています。9月定例会で最終的な結論が出されるかどうかわかりませんが、これは時間的な競争だと思っています。ですから議会としての体制整備を図る中で、それを詰めていった結果として、やはりこの条例を担保す

るためには、いわゆる、行政サイドにある策定委員会とは別に、議会の中で、この条例をウォッチングしていくというファンクションが必要であるというふうな結論が出てきたとすれば、中村委員の質疑にあった体制整備も、次のステップとしては考えられるものと思います。しかしあくまでも仮定の問題であると思います。

中村委員

もう一度確認しますが、件名にある「体制整備」というのは、いわゆる「議会審議における体制整備」と理解してよろしいでしょうか。それとも、仮定の話ですが、例えば、議案が否決され、参加の部分についても一度市民検討委員会に出し直してもらうような結論が出た場合、それも体制整備に当たるのか、当たらないのかということをお聞きしたいと思います。

本間参考人

そこまでは、私が申し上げる資格もないし、むしろ検討委員会に投げてくださいと思います。

中村委員

この請願にある「体制整備」の定義は、「議会の審議における体制整備」と理解してよろしいでしょうか。

本間参考人

おっしゃるとおりです。9月6日の本会議議案質疑の内容を傍聴しておりましたけれども、議員の皆さんにもバラツキがあるなと感じました。まずはそこから、議会としてこの条例にどう取り組むのか、そのための討議

を行う場が必要ではないのかと思いました。その場合、議会基本条例に規定されている「政策討論会」があり、私は「これしかない」と思いました。

他の委員さんにもお伺いしましたが同じ意見でした。ただ、先ほども申し上げましたのは、別にフィックスしたのではなく、ある種のイメージで申し上げたものです。体制を整備するのはあくまでも議会としてどういう体制をとるのかをお決めになっていただきたい。ただ、こうして策定後、時間が経過してみますと、携わったひとりの委員として焦燥感があります。それは、他の委員も同じではないかと思えます。

中村委員

請願の件名、要旨・理由の中には、体制整備を願いたいとありますが、先ほどの説明の中では、総務常任委員会の中で参考人や公聴会を実施して欲しい、議員個人が自治基本条例を自らのものとして審議して欲しいという発言がありました。ということは、総務常任委員会という場所にこだわるのではなく、議会全体として市民の意見を聴くのと同時、議員自ら個々のものとして捉えて審議して欲しいというところのほうが強いのでしょうか。それとも、ある種、この総務委員会で審査してもらいたいという気持ち強いのかお尋ねします。

本間参考人

包括的に言えば、4つの常任委員会で所管が分かれています。この条例は全域にまたがっています。従って、各議員が各委員会の所管分野で、それぞれの議員が責任を担う事が必要だと思えます。しかし、現在、すで

に総務常任委員会に付託されていますので、それをどう取り扱うのか、市民が口を挟むのは出過ぎた話だと思います。

中村委員

参考人がお考えになっている各委員会での個別な事柄というのは、なるべく実効性がある、市民との意見交換が深められるようなやり方であって欲しいが、それ以上の事についての手続きや議会、委員会での審議方法を論じたものではないということによろしいでしょうか。

本間参考人

そのとおりです。

荒川委員

私は、参考人の意見をお聴きして、請願の根底には、総務常任委員会が審査をするという前提があるものと受け止めていましたので、総務常任委員長への質疑を行いました。しかし、ただいまの質疑で、そうではなく、請願の採択後は総務常任委員会なのか、あるいは特別委員会を設置して審査を行うのか、この委員会に限定してないことが分かりましたので委員長への質疑はなかったことでも結構である。

浜野委員

この請願の審査にあたって総合的判断する立場である委員長として、参考人へ質疑していただき、その結果を踏まえ、さらに参考人さんへ質疑を試みたいと思っている。委員長より質問をお願いしたい。



島村委員長

特にない。

中村委員

意見に入る前に、おそらくこの請願の趣旨自体に、好ましくないという意見をお持ちの委員はいないと思う。しかし、この請願の採決と、これから審査する議案第72号の審査方法は密接に絡んでくると思う。

このため、先ほど議論があった政策討論会などの事務的な手続きなどを確認するため、一旦、休憩し、再開後、意見・採決をお願いしたい。なお、自治基本条例という大きな課題でもあり、これまで携わっていただいた市民検討委員さんや関係者の方々のご努力を察するに、再開後、休憩中の概略を委員長より報告していただければ、説明責任は果たせると思うが、いかがか。

島村委員長

ここで、暫時休憩してよろしいか。（委員了承）

【休憩】（午前11時28分）

【再開】（午後3時00分）

島村委員長

この休憩中、請願の審査の結果が議案第72号の審査の結果に影響を及ぼすため協議を行っていました。ご了承願います。参考人への質疑を終了しますがよろしいでしょうか。（委員了承）

以上で参考人に対する質疑は終了しました。

この際、参考人の本間様に対し、委員会を代表して一言お礼申し上げます。  
本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき心から感謝いたします。本委員会といたしましては、いただいたご意見を今後の委員会審査に十分に活かしてまいりたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。

参考人退席

**【質疑終結】**

**【意見】**

吉村委員

大変長い休憩になりましたが、この請願についての総務常任委員会としての結論は一致をみました。参考人として請願者のお話もお聴きしましたし、さまざまな議論をした結果、請願者の意に沿った形で審議を続けていく必要があるということを確認しました。従って、請願第6号については採択を主張します。

**【意見終結】**

**【採決】**

請願第6号については、全会一致、採択すべきものと決する。

○ 議案第 7 2 号 所沢市自治基本条例制定について

荒川委員

請願第 6 号の審査中に協議会を開催し、時間をかけて議論したわけですが、参考人のご意見を踏まえると、一委員会で審査を行うよりも、特別委員会を設置してやるのが望ましいのではないかとこの各委員の意見の一致を見ましたので、ぜひ、代表者会議に申し入れをお願いしたいと思います。

島村委員長

ただいま、荒川委員より、特別委員会の設置について、代表者会議への申し入れの意見が出されましたが、特別委員会の設置及び特別委員会への付託替えについて、委員長が議長に申し入れすることよろしいでしょうか。（異議なし）

そのように取り扱うことに決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午後 3 時 0 6 分）